

家畜衛生だより



平成30年10月第14号(豚)
東部・北部家畜防疫獣医師会
(公社)千葉県畜産協会
東部家畜保健衛生所
TEL: 0475(52)4101
FAX: 0475(52)3335
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kh-toubu/index.html>

岐阜県の豚コレラ発生に係る搬出制限は解除されました

9月9日に岐阜県で豚コレラが発生したことを受け設定されていた搬出制限区域内(発生農場から半径3kmから10kmまでの区域)の清浄性が確認できたことから、9月29日午前0時をもって搬出制限区域は解除されました。

なお、移動制限区域(発生農場から半径3kmまでの区域)は10月9日に解除される見込みです。

捕獲野生イノシシでの豚コレラ陽性確認

10月1~3日に岐阜県の豚コレラ発生農場から半径10kmの区域内で捕獲された野生イノシシ4頭について、豚コレラ陽性であることが確認されました。(岐阜県に限り捕獲イノシシも検査対象)

これで岐阜県内で陽性が確認された野生イノシシは14頭(死亡10頭、捕獲4頭)となりました。

なお千葉県を含む26県(岐阜県除く)で行った死亡イノシシにおける豚コレラ検査は全て陰性でした。(10月1日現在、検査対象46頭)

☆☆☆☆☆☆飼養衛生管理の再徹底を！☆☆☆☆☆☆

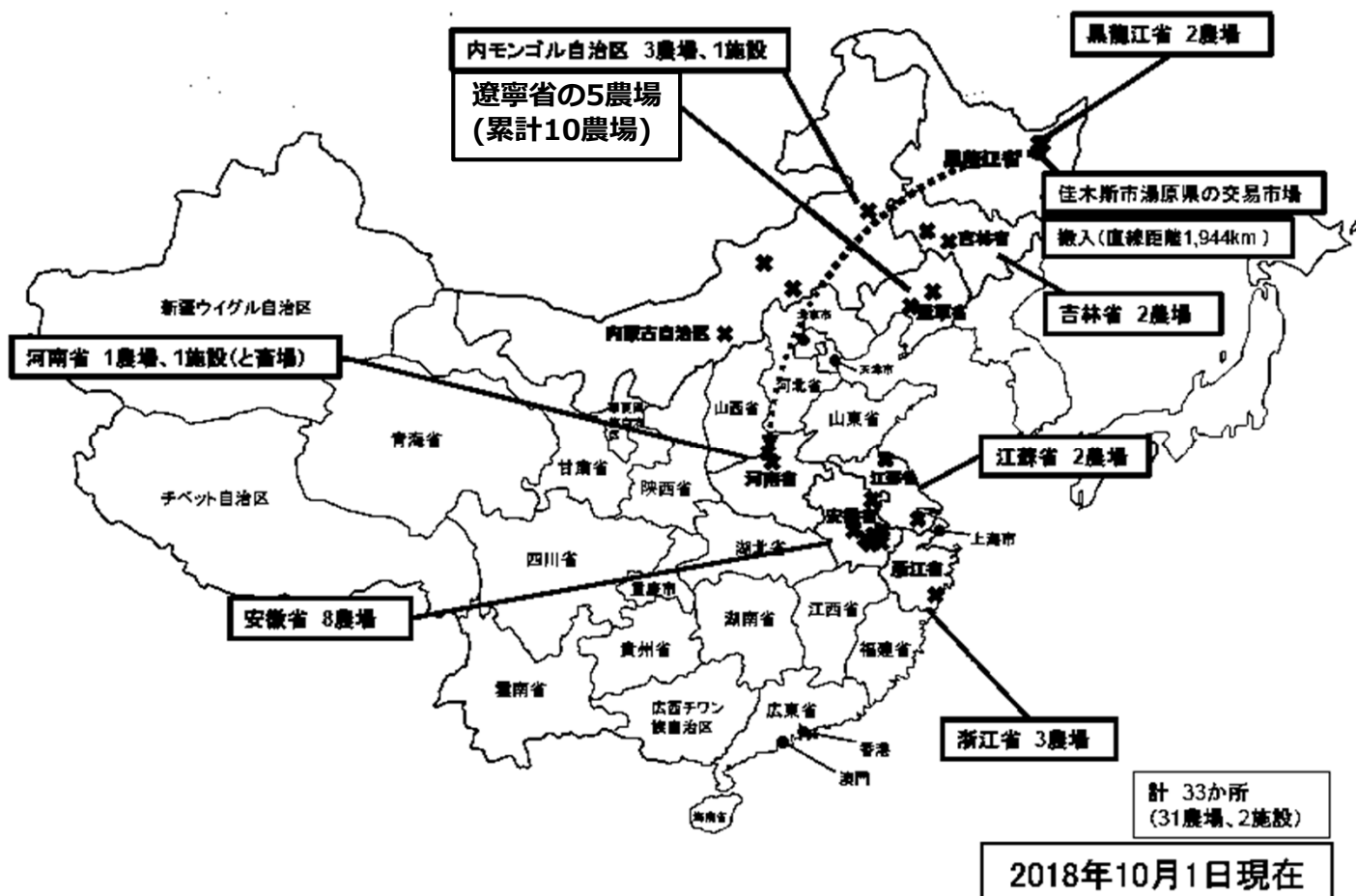
- 飼養衛生管理基準の再確認
- 発生地域への海外渡航の自粛
- 農場出入り車両及び人の消毒の徹底
- 肉を含む可能性がある食品残さを餌として利用する場合は適切な加熱処理を行う

野生動物を農場へ侵入させない

死亡豚と野生動物との接触防止、家畜が死亡した際は処理するまでの間、野生動物に荒らされないように保管する

→ 農場境界に塀、柵、電気柵などを設置するなど対策を取りましょう

中国でアフリカ豚コレラ 33カ所目発生！



前ページにも記載した、飼養衛生管理基準を徹底することは豚コレラだけでなくアフリカ豚コレラウイルス侵入防止にも有効な手段です！

豚の健康状態には常に注意し、少しでも疑わしい症状があれば、速やかに獣医師や家畜保健衛生所に連絡をお願いします！



東部家畜保健衛生所

Tel.0475-52-4101

Fax.0475-52-3335

※夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください